

# 令和7年第3回九戸村議会定例会

令和7年9月1日(月)

午前10時 開会 開議

## ◎議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 九戸村課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 令和7年度九戸村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第5号 令和7年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第6号 令和7年度九戸村下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第7号 令和6年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第8号 令和6年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第9号 令和6年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第10号 令和6年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第11号 令和6年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第12号 令和6年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第13号 令和6年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第14号 令和6年度九戸村水道事業会計決算認定について
- 日程第17 議案第15号 令和6年度九戸村下水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第16号 令和6年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて
- 日程第19 議案第17号 令和6年度九戸村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて

◎出席議員（11人）

1番	大崎	優一	君	7番	上村	昇	君
2番	久保	えみ子	君	8番	岩渕	智幸	君
3番	渡	保男	君	9番	保大木	信子	君
5番	中村	國夫	君	10番	古舘	巖	君
6番	坂本	豊彦	君	11番	川戸	茂男	君
				12番	桂川	俊明	君

◎欠席議員（1人）

4番 高崎 覺志 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	大久保	勝彦	君					
副	村	長	岩崎	一弘	君				
教	育	長	高橋	良一	君				
総	務	課	長	野辺地	利之	君			
村	づくり	推進	課	長	川原	憲彦	君		
会	計	管	理	者	大崎	篤史	君		
兼	税	務	住	民	課	長			
保	健	福	祉	課	長	篠山	剛	君	
保	健	福	祉	課	主	幹	小野寺	さゆり	君
産	業	振	興	課	長	浅水	涉	君	
地	域	整	備	課	長	関口	猛彦	君	
上	下	水	道	課	長	下高山	朋徳	君	
兼	水	道	事	業	所	長			
教	育	次	長	松浦	拓志	君			

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	柳	平	善	行
主			任	山	本	猛	輝

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今から、令和 7 年第 3 回九戸村議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） ただ今の出席議員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、4 番、高崎覺志議員から欠席の届けがありました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（桂川俊明君） 日程に入る前に報告いたします。

9 月 1 日付で、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり 17 件であります。議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、中村國夫議員、川戸茂男議員、久保えみ子議員、坂本豊彦議員の 4 人です。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり請願 2 件です。請願については、請願・陳情一覧表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたしました。

次に、監査委員から令和 7 年 5 月分、6 月分および 7 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に基づく健全化判断比率および同法第 22 条第 1 項に基づく資金不足比率の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき、一般財団法人九戸教育施設運営会、株式会社九戸村総合公社の経営を説明する書類の提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から「職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について」、2 件の提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として、写しを配布してまいりますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎村長の行政報告

○議長（桂川俊明君） 次に、村長ならびに教育長から行政報告の申し出がありました。

初めに、村長の行政報告を行います。

村長の登壇を許します。

村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） おはようございます。令和7年第3回九戸村議会定例会が開会されるに当たり、第2回定例会以降の村政執行の経過について、主なものを報告させていただきます。

1項目目として、職員研修についてでございます。職員は、所属年数や役職に応じて岩手県町村会主催の職員研修を受講し、職員の服務や公務員倫理をはじめ、職場のマネジメントの基礎や監督能力の習得など、地方公共団体の職員としての自覚と必要な能力の習得に努めております。しかしながら、ここ数年、複数の事務処理ミスが発生したことに加え、昨年には、私的流用事案が発生するなど、村民の皆さまからの信頼は、大きく損なわれました。そうした中、信頼を回復するためには、組織の、そして職員一人一人の意識改革が必要であると考え、本年5月から6月にかけて、会計年度任用職員を含む、全ての職員、計186人を対象に、民間企業に講師をお願いして、組織人としての心構えについて研修を行ったところでございます。

これは、仕事に対する基本的な、まさに土台となる部分が、職務を行う上で根幹となることから、主に「組織人として、職場の規則やルールなどの規律の重要性」「適時適切な報告や連絡、相談などの重要性」「あいさつや会話などのコミュニケーション能力の重要性」などといった内容について、あらためて研修を行い確認したというものです。こうした研修を通じて、職員一人一人が全体の奉仕者として「公のために働く」という使命を再認識し、高い倫理観と責任感をもって行動することで、村民の皆さまからの信頼回復につなげてまいりたいと考えております。

2項目目でございます。第3期県立高等学校再編計画についてでございます。8月5日に公表されました「第3期県立高等学校再編計画当初案」につきましては、8月22日に県の二戸地区合同庁舎で、「今後の県立高等学校に関する地域検討会」第2回目でございますが開催され、当村からは、私の他、高橋教育長、藤館商工会長が出席をいたしました。第3期県立高等学校再編計画当初案では、令和8年度に岩手県内で4校が1学級減となり、その内、県北地域においては、「福

岡高校」「軽米高校」がそれぞれ1学級減の方向が示されております。また、これまでの計画では、望ましい学校規模を1学年4から6学級程度としていたものを、「学校規模の大小に関わらず、各校が特色・魅力ある教育活動を展開することが重要であるなどとして、望ましい学校規模を設定しない」ということになっております。さらに、最低規模については、1学年2学級としているものの、普通高校の1学級校を「地域校」と位置付け、これまでの計画より、表現的には、小規模校に対し配慮がなされたものと考えております。

しかしながら、これまで再三、市町村要望でも県へ要望してまいりました「入学志願者が2年連続で20人以下となった場合の募集停止」については、非常に残念ではございますが、第3期の再編計画にも盛り込まれているところでございます。引き続き、伊保内高校の魅力化の取り組みを評価していただくとともに、地域の学びの機会を保障していただくよう、引き続き岩手県ならびに県教育委員会に、関係機関を通じまして要望してまいりたいというふうに考えております。

3項目目でございます。九戸村立小・中学校建設用地検討委員会についてでございます。教育環境の整備にむけて「九戸村立小・中学校建設用地検討委員会」を設置したところですが、第1回の委員会を8月21日に開催させていただきました。委員会では、委員長に佐久大学教授の狩野徹様を選出され、村から「持続可能で良質な教育環境」整備に向けた最適な建設用地について、12月20日を期限といたしまして諮問書を手交させていただいたところです。

第1回の委員会では、教育委員会が定めた「持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針」の説明や学校整備に係る用地規模等について協議をいただきました。今後、さまざまな観点から議論を重ね、答申をいただけるものと考えております。

四つ目として、地域行事の活性化についてでございます。「九戸まつり」が、8月16日から19日にかけての4日間にわたり、開催されました。花火大会を予定した17日はあいにくの雨となりましたが、休日であり、来客数も多いことから、予定どおり実施をさせていただきました。18日には、これまでの伊保内小学校の「剣舞」にかわり、九戸小学校の5年、6年生よる「ソーラン節」が披露され、保護者をはじめ観客の皆さまから喝采をいただいております。今後も引き続き参加いただけるものと期待をしております。また、「九戸まつり」最終日となる19日は、天候にも恵まれ山車の競演が開催されるなど、村内が活気づいた4日間の祭りとなりました。

今年度の日程は3日目、4日目が平日であることから、客足が心配されましたが、全ての日において、子どもや若者を中心に賑わいを見せたほか、参加者、来場者とも、例年並みの人出があったものと感じております。人口減少が進む中で、祭りの開催にご尽力いただきました各団体の皆さまには、あらためて感謝を申し

上げる次第であります。

また、7月5日から7月13日まで、折爪岳において折爪岳振興協議会主催のヒメボタル鑑賞会が開催されました。今年度は、気温の関係もあり、ヒメボタルの発生が早く、県内外から延べ1,400人以上が鑑賞に訪れ、遠方からのカメラマンも多数見受けられたようでございます。

次に、今年度が3回目となるチキンソニックは、過去2回の開催実績において集客数も増加傾向であることから、これまで開催していました村営九戸スキー場からナインズ球場に会場を移し、フードコート46店舗、マルシェコーナーが22店舗と、規模を拡大して7月13日に開催されました。来場者数も、前回の約1,600人を上回る2,000人の来場者があったようでございます。村としても、交流人口の拡大に取り組んでいるところでありまして、今後このイベントが継続することで、スタッフ間の交流や賑わいの創出に繋がるものと確信し、事業の継続を支援してまいりたいと考えております。

五つ目でございます。定額減税補足給付金の不足額給付金についてでございます。国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、令和6年度に定額減税および定額減税補足給付金、いわゆる調整給付金の支給が実施されたところでございます。この際、令和5年分所得等を基に推計した令和6年分推計所得税額を用いておりましたことから、調整給付金の支給に不足が生じるケースがございました。

この定額減税補足給付金となる不足額分の給付金については、令和7年8月に、ホームページおよび広報紙による周知と、対象者および対象者と推定される方に対し、文書により通知等を行い、現在、支給事務を順次執り進めているところでございます。なお、現在、対象者となる納税義務者は604人、不足額給付金の総額は2,045万円と見込まれておるところでございます。

6項目目の農作物の生育状況についてでございます。まず、水稻の生育状況につきましては、田植え期間中に低温がありました。その後は高温で日照時間の多い気象状況が続き、草丈、茎数、葉数ともに平年並みから平年以上となったほ場が多いと見込んでおります。一方で、低温時期に田植えをしたほ場や、水不足となった水田などでは生育が停滞したところもあり、その影響が懸念されるところでございます。出穂期は、県北部においては平年より7日ほど早まっており、出穂期以降も気温が高く、日照時間も長く推移していたことから、初期の登熟は良好であることが期待されています。また、7月は降水量がほとんどなく、特に沢水を利用している水田では干上がった状態が続いたため、水不足が大変懸念されておりました。しかし8月上旬には、まとまった雨が降り、心配されていた水不足も解消の兆しが見えはじめ、ようやく安堵したところでございます。

水稻の刈取り時期は、かなり早まり、早いほ場では、9月上旬に、また多くは

9月中旬には刈取り適期となることが予想されております。継続した高温・多日照によって、コメが白く濁る白未熟粒などの高温障害や、カメムシ類による斑点米の発生も懸念されますので、関係機関と連携して生産者への適時適切な情報提供を行ってまいります。

また、村園芸の重点品目につきましては、8月20日現在、新岩手農協九戸支所の販売実績は、下記の表のとおりとなっておりますが、6月からは高温・干ばつが続き、特に7月初めからは29日間、2ミリ以上の雨が降らない時期が続きました。高温により生育が前進化して出荷開始時期が早まりましたが、トマト、ピーマンには尻腐れ果、日焼け果が多く発生し、オオタバコガ等の害虫の発生時期が早まると同時に発生量も非常に多く、出荷量の減少につながっているようでございます。また、ピーマンは大型法人経営体の規模拡大と新規栽培者が多かったことで、栽培面積が拡大されているところでございます。

このような環境の中で、トマトの出荷量は前年比90%、販売額については高価格に支えられ102%に伸びております。ピーマンについては出荷量が65%に留まり、販売額は高価格ではあったものの、前年比69%となっております。にんじんについては、栽培面積の減少により出荷量が前年比55%、販売額は価格高だったものの前年比61%と、いずれも実績を落としています。

また、花きの主力であるりんどうは、8月20日現在の出荷量は天候の影響により前年比94%でしたが、昨年と同様に旧盆需要期に出荷時期が合致し、販売単価も好調であったため販売額は前年比103%と昨年を上回っております。小菊については、作付面積の減少と高温・少雨による生育遅延で出荷量が前年比55%で、販売額は高単価に支えられたものの前年比72%の実績にとどまっているところでございます。今後も、天候については心配されるところでありますが、出荷動向について注視してまいりたいと考えております。

以上、第2回定例会以降の行政執行状況について、報告をさせていただきました。今議会には、議案17件を提案させていただいております。ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。令和7年第3回九戸村議会定例会の行政報告とさせていただきます。以上でございます。

(村長 大久保勝彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで村長の行政報告を終わります。

---

◎教育長の教育行政報告

○議長(桂川俊明君) 次に、教育長の教育行政報告を行います。

教育長の登壇を許します。

教育長

(教育長 高橋良一君登壇)

○教育長（高橋良一君） 本日ここに、令和7年第3回九戸村議会定例会が開催されるに当たり、第2回定例会以降の教育行政に関する執行状況につきまして、主なものを報告させていただきます。

初めに学力向上について申し上げます。新聞等でもすでに報道されておりますとおり、小学校6年生と中学校3年生を対象として、4月17日に実施された「令和7年度全国学力・学習状況調査」の結果が公表されました。年度によって問題の難易度が異なり、テストを受ける集団ももちろん異なりますので、単純な年度比較はあまり意味を成しませんが、県や全国との比較を中心に、本村の結果の概要についてご報告いたします。

まず小学生についてです。本村児童の国語の平均正答率は70%で、全国平均を3.2ポイント上回り、県平均を3ポイント上回りました。算数の平均正答率は53%で、全国平均を5ポイント下回り、県平均を1ポイント下回りました。今年度新たに実施された理科の平均正答率は58%で、全国平均を0.9ポイント上回り、県平均を2ポイント上回りました。また、各教科の無解答率は国語0.4%、算数0.5%、理科0%となっており、諦めずに取り組もうという意識が伺えます。

今回の結果から、本村小学6年生の国語について、全体平均はポイントが上回っているものの、「読むこと」に関して、全国、県平均との正答率の差が15ポイント以上も下回っている問題がございました。このことから、資質・能力別の「思考力・判断力・表現力等」における「事実と感想、意見などの関係を、叙述を基に押さえ、文章全体の構成を捉えて要旨を把握する」ことの底上げが必要だと考えております。

算数については、過去5年間で比較し、今年度は全国との差が一番大きく下回っております。特にも、「図形」の領域での落ち込みに課題が見られました。昨年度までも図形が課題に挙げられていたため、継続してポイントを絞った指導の充実が求められます。

国語も算数も、全国や県と同様の領域・分野での落ち込みが見られますが、各校の分析において回答類型等も踏まえ、個々のつまずきを明らかにしながら、確かな定着につなげることを進めていきたいと考えております。

次に中学生ですが、国語の平均正答率は57%で、全国平均を2.7ポイント上回り、県平均を3ポイント上回りました。資質・能力別に見ますと、「思考力・判断力・表現力等」においては、「書くこと」に関する領域が全国を下回っていることが分かりました。特にも、「内容のまとまりを意識して文章の構成や展開を考えると」「読み手の立場に立って、表記を確かめて文章を整えること」が本村の課題であることが分かりました。

本村では、小中学校共に、新聞を教材として活用する「NIE教育」をカリキュラムに取り入れ、読解力向上はもちろんのこと、社会への関心を高め自分事とし

て考えを深めることを狙って、各校での取り組みを進めております。前述した国語の調査結果を鑑みますと、「NIE」の取り組みが生きて働く確かな力となるために、さらなる工夫をしていく必要があると考えております。

中学校数学について、平均正答率は48%で、全国平均を0.3ポイント下回り、県平均を5ポイント上回りました。領域別に見ますと、「数と式」の領域に正答率の落ち込みが見られること。「思考力・判断力・表現力等」を試される問題で、正答率が低いことが分かりました。事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を考察することのほか、小学校との学びのつながり、系統性を意識することや授業の中で知識・技能を活用したり、数学的な見方・考え方を働かせながら問題に向き合うような場面を意図的に設定したりすることが肝要だと考えます。

理科では、「エネルギー」「地球」を柱とする領域で、全国・県の正答率よりも低い問題が多いことが分かりました。中学校の無解答率は国語5.3%、数学5.4%、理科2.6%であり、記述式の問題で無解答率が高い傾向があります。読解力・書く力は、国語科を中心としながら各教科で育成を図るものであるため、各校と共有し取り組んでまいります。

さらに、生活習慣や学習態度等に関して調査した「児童生徒質問紙」の集計結果についての分析です。本村では、学力向上の取り組みとして授業改善に取り組んでおりますが、授業改善の視点として「課題意識の醸成」「主体的に思考・判断・表現する学習過程の構築」「対話的な学びの充実」「自己の変容に気付く振り返り」の四つのポイントを掲げております。それらに関連した質問項目の結果を見ますと、「自分と違う意見について考えるのは楽しい」「学級の友だちとの間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができている」における積極肯定が、小学校中学校共に、県や全国を大きく上回っております。授業改善のポイント、「対話的な学びの充実」が図られていると捉えることができます。

「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいるか」「学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめているか」「分かった点やよく分からなかった点を見直し、次の学習につなげているか」といった、他の授業改善のポイントに関わる設問においても、積極肯定が県や全国を上回る結果となっております。現場の先生方の授業改善の意識が、子どもたちに反映されているものと考えます。

また、児童生徒の意欲面を視点として調査結果を見ますと、「教科が好き」「教科の勉強は大切だと思う」「教科の授業の内容はよく分かる」の設問に対しての積極肯定回答の割合は、小学校は国語、理科で県や全国を上回る結果となりました。しかし、算数においては、平均正答率と同様に「好き」「内容がよく分かる」の項目で、県や全国を下回る結果となっております。中学校では、「教科が好き」「教科の勉強は大切だと思う」「教科の授業の内容はよく分かる」の設問に対しての積

極肯定回答の割合は、県や全国を大きく上回る傾向にありました。

昨年度新設された「分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか」には、積極肯定回答の割合が高いことが明らかになりました。

教科調査、質問紙調査の結果から、本村の子どもたちは学習意欲が高く、学習の必要性も感じていること。先生方の授業改善の意識が、子どもたちの学びの姿に表れつつあること。子どもたちの授業で身に付けた力が、生きてはたらく力としては不十分であることが分かりました。教育委員会といたしましては、引き続き「九戸村授業改善プラン」に基づいた授業改善を推進していきますが、子どもたちがその時間や単元で身に付けた力をメタ認知し、次の学びに生かすことができるような「振り返り」、リフレクションを位置付けること。授業の中で身に付けた力を活用したり、アウトプットしたりすることができるような場面を意図的に位置付けることを、学力向上推進協議会において現場の先生方と確認いたしました。

また、現在各校でも、全国学調の結果分析を進めているところですが、分析から見えてきた課題を、どのように授業レベル、具体の指導レベルに落とし込んで、子どもたちの力の底上げを図るかを大事にしていくことも、お願いをしたところでした。併せて、ICT活用についても九戸村の先生方には積極的に取り組んでいただいているところがございますが、活用が目的ではなく、活用することで子どもたちの学びの助けになり、資質・能力の育成につながるものであることを共通認識し、その可能性を探っていきたいと思います。

全国学調と同日に、県下の中学校1年生を対象として実施された「令和7年度岩手県新入生学力状況調査」の結果につきましても、簡潔に報告いたします。この調査は、国語と数学の2教科について、小学校までの既習内容について調査することで、中学校での学習指導に生かすことを目的としております。

本村では、国語については県平均を0.4ポイント上回り、数学については県を0.7ポイント上回るという結果となりました。国語については、「話の要点や内容を正しく押さえる力」「描写を基に登場人物の心情を捉える力」「文章の要旨を捉えて読む力」などの読解力、「資料から読み取ったことをまとめて書く力」に課題が見られました。

数学については、「数と計算」領域でポイントが低く出ています。問題別に見ますと、「割合を求める際に式で表すこと」「二つの数量の関係を式で表すこと」において、県正答率より10から20ポイント低い結果となりました。生徒質問紙を見ると、「式を構築する際に理由等をしっかり理解しようとしていたか」の積極回答も低く、公式を使う意義や成り立ちについての理解を授業にて深める必要があると考えます。問題文の内容理解や何を答えるべきかをしっかりと読み解き、根

抛を持って答えることができるよう、普段も意識して授業を構築していくよう先生方と周知していきたいと思えます。

今年度は小中互見授業を行い、校種を超えて村の子どもたちの学力向上に向け取り組んでおります。今後とも小学校と中学校が連携を密にした授業改善の取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、黒山の昔穴遺跡についてです。昨年度、国の史跡指定を受け、今年度から「保存活用計画」の策定に向けた取り組みを本格化しております。黒山の昔穴遺跡に関しては、平成 27 年に国史跡指定に向けて調査指導委員会を設置した経緯があります。教育委員会では、その際に委員長を務めていただいた高田和徳先生をはじめ 5 名の有識者の方々を委員に委嘱し、「史跡黒山の昔穴遺跡保存活用計画検討委員会」を立ち上げ、6 月 11 日、7 月 28 日と 2 回の会議を開催し、今後の検討課題の洗い出しを中心に、委員の方々からご意見をいただいております。

黒山の昔穴遺跡は、遺跡そのものに関する情報量が少ないながら、類似遺跡として発掘調査を実施した外久保遺跡や長興寺IX遺跡の調査成果で、その不足分を補うかたちで国史跡に指定されております。当時の山地集落のあり方、その成立事情や目的を明らかにする上でも、平成 17 年以降長らく行っていない発掘調査の実施は不可欠であると考えております。また、当時の自然景観を復元するための花粉調査、広く村内外からの来訪を期すための案内板増設やパンフレットの設置、史跡ガイドの養成、現在の駐車場が折爪トンネルの出入り口に近く危険であることから、駐車場の整備などが課題として挙げられております。

去る 8 月 20 日と 21 日には、保存活用計画策定に向けた現地指導として、文化庁から滑川敦子文化財調査官に來村していただき、現状の説明と計画策定に向けた具体的なお助言をいただいております。現時点では、大規模な住居の復元などは行わず、来訪者がスマートフォンやタブレット端末で往時の姿を体感できるようなデジタル映像技術の活用を進めてまいりたいと考えておりますが、いずれにしても、さまざまな情報提供に努め、広くご意見ご提言をいただきながら今後、黒山の昔穴遺跡が「九戸村の宝」として村民の皆さまに広く認知されるとともに、末永く愛されるものとなるよう保存活用計画の策定を進めてまいりますので、議会の皆さまにも、引き続きご指導をお願いいたします。

最後に社会教育事業全般について、触れさせていただきます。生涯学習アカデミー、学び処ナインズカフェなどの生涯学習事業につきましては、今年度も順調に事業を実施しているところでございます。

青森県六戸町の子どもたちと交流する「戸の兄弟のまち交流事業」に関しましても、去る 8 月 1 日に小川原湖を主会場に行われ、本村から 5 名の児童が参加して六戸町の児童と交流を深めることができました。例年より参加者が少なかったことが、来年度に向けての反省点として挙げられるところです。子どもたちにと

って、貴重な意義のある体験事業だと考えておりますので、次回に向けて募集方法の工夫などを検討してまいります。

小学生対象の九曜塾につきましても、6月28日には「春の自然体験」と称して森林学習を、7月29日には「雨堤みトレッキング」とフナ釣りをを行い、自然に触れあう活動を行ってまいりました。9月には、一戸町と二戸市において「化石探し」を行う計画です。社会教育・生涯学習事業につきましても、今後においても、アンケート等を通じてニーズの把握に努め、参加者に喜ばれるコンテンツを提供していきたいと考えております。

以上、第2回定例会以降に実施した教育関係事業についてお知らせしました。すでにご案内のとおり、村当局では去る8月21日に「九戸村立小・中学校建設用地検討委員会」を設置し、「持続可能で良質な教育環境」整備に向けた最適な学校建設用地について、村長から諮問がなされました。教育委員会といたしましては、今後さらに進むと予想されている少子化に対応した、より望ましい教育環境について、保護者をはじめ村民の皆さまと一緒に考えていかなければなりません。「子育てしやすい村」を標榜する本村において、子どもたちが貴重な9年間を過ごす義務教育環境の整備は避けられない課題であると考えておりますので、早期にそのかたちを示し合意が得られるよう努力してまいります。

一般、今年の4月に開校した青森県六戸町の義務教育学校六戸学園を視察してまいりましたが、国内でも珍しい木造3階建ての校舎、随所に工夫を凝らした学習空間や最先端のICT学習設備など、目を見張るものがありました。上を見れば際限がありませんが、本村のあるべき理想的な教育環境の実現に決意を新たにしました次第であります。

結びになりますが、村政70周年の記念すべき年に、九戸小学校の開校を迎えたことは、今後の九戸村の教育の新たなスタートとして大きな一歩であります。九戸小学校の児童たちも新たな環境に慣れ、自分たちがこれからの九戸小の伝統をつくり上げるのだという意欲に溢れた学校生活を送っております。統合前の心配を子どもたち自らが克服し、教職員も一丸となって学校生活を送っている姿には、子どもの持つ可能性の大きさと未来への希望を感じております。今後も児童生徒が九戸村での学びを通して、自律心を持ちながら自己調整力や主体的に学習に取り組む態度を育てていけるように、教育環境を充実させてまいりたいと考えておりますので、議員の皆さまにおかれましても一層のご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。本定例会に当たっての教育行政報告といたします。ありがとうございました。

(教育長 高橋良一君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで教育長の教育行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（桂川俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、大崎優一議員、2番、久保えみ子議員、3番、渡保男議員の3人を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（桂川俊明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から9月12日までの12日間であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から9月12日までの12日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。9月2日、3日の2日間および9月6日、7日の2日間は、議案調査および休日のため休会にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

9月2日、3日の2日間および9月6日、7日の2日間は、議案調査および休日のため休会にすることに、決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩（午前10時41分）

---

再開（午前11時00分）

◎議案第1号から議案第17号までの一括上程・説明

○議長（桂川俊明君） 会議を再開いたします。

日程第3、議案第1号「九戸村課等設置条例の一部を改正する条例」から、日程第19、議案第17号「令和6年度九戸村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」までの議案17件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第1号「九戸村課等設置条例の一部を改正する条例」から順次、説明願います。なお、決算については、簡略に説明願います。

議案第1号から議案第4号までの4件について、総務課長

○総務課長（野辺地利之君） それでは、議案第1号「九戸村課等設置条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

今回の条例改正は、役場の業務効率化を図るため条例改正しようとするものでございます。内容といたしましては、これまで総務課の分掌事務であった統計調査に関するものを、村行政の総合的な企画および調整を行う村づくり推進課の分掌事務にしようとするものでございます。これにより、総合発展計画をはじめとするさまざまな計画策定などにおいて、統計データの把握や活用が村づくり推進課内でスムーズにできるようになることで、業務の効率化を図ろうとするものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和7年10月1日から施行します。

令和7年9月1日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、業務の効率的な執行に資するため所要の整備をしようとするものでございます。議案第1号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第2号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児や介護を行う職員が仕事と家庭生活の両立を一層容易にするため改正しようとするものでございます。

主な改正点は3点でございます。まず一つ目は、妊娠や出産について申し出をした職員に対し、育児休業や育児短時間勤務などの育児と仕事の両立を容易にするための制度を周知し、また、そうした制度を活用するかどうかの意向を確認し、その意向に配慮するというものでございます。

二つ目は、配偶者や父母、子ども、そして配偶者の父母などが介護を必要とする状況となった職員に対し、介護休暇などの介護と仕事の両立を容易にするための制度を周知し、また、そうした制度を活用するかどうかの意向を確認するというものでございます。

三つ目は、介護と仕事の両立を容易にするための制度を円滑に行うため、周知の機会や相談体制を整備するというものでございます。

議案の2ページをご覧ください。附則でございます。第1項として、この条例は、令和7年10月1日から施行し、改正後の第17条の3及び第17条の4の規定は、令和7年4月1日から適用します。ただし、次項の規定は、公布の日から施行します。第2項には、経過措置について規定をしております。

令和7年9月1日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。議案第

2号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

今回の条例改正は、先ほどの議案第2号と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、地方公務員の部分休業制度の拡充を行おうとするものでございます。

主な改正点ですが、まず、これまでの部分休業は、勤務時間の初めまたは終わりに限定して、1日につき2時間を超えない範囲で取得できるとされておりました。これを第1号部分休業と第2号部分休業等を新たに設けまして、そのどちらかを選択できるようにするものでございます。

まず、第1号部分休業は、勤務時間内での取得時間帯の制限をせず、1日につき希望する時間帯に2時間を超えない範囲で部分休業を取得できるようにするものでございます。次に、第2号部分休業は、1年間のうち10日間相当を上限として、希望する日時に部分休業を取得できるようにするものでございます。

また、配偶者が、負傷や疾病により入院した場合など、特別の事情がある場合は、この第1号部分休業の取得と第2号部分休業の取得を変更できるものとするものでございます。

議案の2ページをご覧ください。附則でございます。第1項として、この条例は、令和7年10月1日から施行します。第2項には、経過措置について規定をしております。

令和7年9月1日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。議案第3号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第4号「令和7年度九戸村一般会計補正予算(第3号)」について、説明いたします。令和7年度九戸村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,624万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,444万9,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和7年9月1日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、2ページからが「第1表 歳入歳出予算補正」となります。2ページが歳入、3ページが歳出で、それぞれ補正額を追加しております。そして、次のページからが「歳入歳出補正予算事項別明細書」とな

っております。主な項目について、説明いたします。

事項別明細書の3ページをご覧ください。歳入では、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金に235万3,000円を計上しております。これは、令和6年度実績に応じた追加給付分である自立支援給付費国庫負担金224万3,000円と障害者への補装具給付に係る国の負担分である障害者医療費国庫負担金11万円で、歳出、3款民生費の1項2目障害者福祉費の財源として充当するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。16款県支出金2項4目農林水産業費県補助金に759万3,000円を計上しております。7節の、いわてニューファーマー支援事業補助金274万2,000円は、新規就農者の初期投資に対する補助金で、歳出6款農林水産業費の1項9目18節の農業次世代人材投資事業補助金の財源となるものでございます。また、11節の地域農業計画支援事業補助金485万1,000円は、歳出6款1項6目畜産業費や8目の土地改良総合整備事業費の財源となるものでございます。次に、16款4項1目総務費交付金に、地方創生臨時交付金312万5,000円を計上しております。歳出6款1項6目畜産業費に計上している酪農・肉用牛の畜産飼料の高騰や市場価格の低迷に対する経営支援対策事業助成金の財源となるものでございます。

次に、5ページをご覧ください。20款繰越金の1項1目繰越金には、4,045万9,000円を計上しております。

次に、6ページからが歳出でございます。まず2款、総務費です。2款1項4目財産管理費の13節使用料及び賃借料には、放送受信料として74万3,000円を計上しております。これは、テレビ放送の受信契約を結んでいなかったカーナビ付き公用車が8台ありましたことから、8台分の放送受信料を計上したものでございます。次に、2款1項6目企画費では、13節使用料及び賃借料の機械借上料252万6,000円を減額し、同額を18節負担金補助及び交付金に、地域おこし活動負担金として計上しております。これは、一般会計から支出していた機械借上料を地域おこし協議会から支出するため、18節負担金補助及び交付金へ組み替えるものでございます。次に3款、民生費です。3款1項2目障害者福祉費の19節扶助費には、補装具給付90万3,000円などを計上しております。申請件数が当初より増える見込みとなったことから、増額補正しようとするものでございます。

次に、7ページをご覧ください。4款、衛生費です。4款1項1目保健衛生総務費の17節備品購入費には5万2,000円を計上しております。これは、健康管理システムの非常用電源装置を更新しようとするものです。その下、4款1項2目予防費の12節委託料には、予防接種業務委託料として871万2,000円を計上しております。新型コロナワクチンに係る予防接種業務委託料でございます。

次に6款、農林水産業費です。6款1項1目農業委員会費の17節備品購入費には、24万5,000円を計上しております。これは、農地基本台帳システム用パソコ

ンが購入から8年を経過し、システム更新ができなくなったということからパソコンを更新しようとするものでございます。次に、6款1項3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金には、農業用廃プラスチック適正処理事業補助金として18万円を計上しております。葉たばこ耕作者が使用するポリ等農業用プラスチックの廃棄処理に伴う費用に対し、補助金を交付しようとするものでございます。次に、6款1項5目施設運営管理費の10節需用費には、修繕料として59万3,000円を計上しております。江刺家ふるさとセンターの給水管修繕や農道のガードレールなどの修繕料となります。次に、6款1項6目畜産業費の18節負担金補助及び交付金は総額で、1,477万5,000円を計上しております。内訳として、酪農・肉用牛振興対策事業補助金545万円は、本年10月に北海道で開催されます第16回全日本ホルスタイン共進会に、当村からの代表牛があった場合、大会出場期間中の酪農ヘルパー代などの経費を補助しようとするものでございます。その下、地域農業計画支援事業補助金605万円は、県単事業を活用しまして営農団体のローラーベラー購入に対して補助金を交付しようとするものでございます。その下の経営支援対策事業助成金312万5,000円は、昨年12月に実施した事業と同様で、いまだ酪農・肉用牛経営において、畜産飼料の高騰や市場価格が回復していないことを受け、昨年度に引き続き1頭当たり5,000円を助成しようとするものでございます。

次に、8ページをご覧ください。6款1項8目土地改良総合整備事業費の14節工事請負費には、農業基盤整備等工事費として100万1,000円を計上しております。川向西山地区で行う予定の水田の暗渠工事について追加の要望があり、増額補正するものでございます。また、18節負担金補助及び交付金には、土地改良施設補助金として247万5,000円を計上しております。7月に発生した畑総地区の農業用配水管の漏水事故復旧に係る補助金でございます。次に、6款1項9目担い手育成支援事業の12節委託料は、村総合公社のナインズファームに係る精算による減額と新たに設立した一般社団法人ナインズファームへの委託料の増額でございます。また、18節負担金補助及び交付金の農業次世代人材育成事業補助金274万2,000円は、国の農業次世代人材投資事業の経営発展支援事業を活用するもので、今年就農した新規就農者の初期投資に対する補助金でございます。次に、6款2項2目林業振興費は12節委託料を減額し、同額を14節工事請負費に計上しております。これは、山根地区の林道川目線改良工事において、設計段階で工事費用の増額が見込まれることから、設計委託料の入札残分を減額し、工事請負費を増額補正しようとするものでございます。

次に、7款商工費です。7款1項3目総合公社運営事業の10節需用費には、修繕料200万円を計上しております。ふるさとの館の水中ポンプ修繕により、今後、想定される修繕料に不足が見込まれることから増額計上するものでございます。

また、14 節工事請負費には 360 万円を計上しております。ふるさとの館のボイラーの故障により、新たに温水器の設置工事を行うものでございます。

次に 9 ページをご覧ください。8 款土木費です。8 款 4 項 1 目住宅管理費の 14 節工事請負費には、49 万 8,000 円を計上しております。戸田団地において、除雪の際に民地へのアクセスを防止するための防護柵を設置しようとするものでございます。

次に、10 款教育費です。10 款 2 項小学校費 1 目学校管理費の 10 節需用費には、光熱水費 261 万円を計上しております。九戸小学校および旧小学校の電気料、水道料などの光熱水費に不足が生じる見込みでございますので、増額補正しようとするものでございます。また、12 節委託料には、ICT 環境整備業務委託料として 96 万 1,000 円を計上しております。これは、より効果的な ICT 事業支援、今年度更新するタブレット端末の各種設定業務。教職員に対する操作説明やサポート。そして、来年度導入する予定の校務支援システムの情報登録作業や利用支援など、総合的な支援を行うための業務委託料となっております。なお、同じ内容の業務委託料を中学校費にも計上しております。

次に、10 ページをご覧ください。10 款 5 項 2 目公民館費の 14 節工事請負費に、468 万 3,000 円を計上しております。HOZ ホールの音響設備機器に、マイクの音を拾わないなどの不具合が断続的に生じております。複数の業者から点検をしていただきましたが原因が不明でありまして、公民館建設当初からの古い機器であることから更新するための工事費、そして公民館 3 階の会議室に、エアコンを設置するための工事費でございます。

議案第 4 号の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第 5 号について、税務住民課長

○税務住民課長（大崎篤史君） それでは、議案第 5 号「令和 7 年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」について、ご説明申し上げます。

令和 7 年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 456 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,979 万 4,000 円とするものでございます。第 2 項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、2 ページに「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入、3 ページに歳出を載せてございます。次のページからが「歳入歳出補正予算事項別明細書」となります。

明細書の3ページをご覧ください。歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料の1項1目1節に特別徴収保険料の現年分として279万7,000円を、同じく2目1節に普通徴収保険料の現年度分として、177万2,000円を追加しようとするものでございます。これは保険料賦課の結果に合わせ、増額しようとするものでございます。

歳出につきましては、次の4ページとなります。2款後期高齢者医療広域連合納付金の1項1目18節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療保険料負担金456万9,000円を増額しようとするものでございます。これは、歳入に計上しております保険料は、徴収後、岩手県後期高齢者医療広域連合に納付することとなりますので、保険料負担金として歳入と同額を補正しようとするものでございます。

議案第5号の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第6号について、上下水道課長

○上下水道課長（下高山朋徳君） それでは、議案第6号「令和7年度九戸村下水道事業会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和7年度九戸村下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、令和7年度九戸村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。既決の支出予定額の総額に支出97万1,000円を増額し、支出予定額の総額を2億353万7,000円にしようとするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億290万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする」を、「資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億283万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。既決の収入予定額の総額から収入90万円を減額し、収入予定額の総額を2,991万1,000円とし、また、既決の支出予定額の総額から支出97万1,000円を減額し、支出予定額の総額を1億3,274万2,000円にしようとするものでございます。なお、詳細につきましては、次ページ以降にお示ししております。

令和7年9月1日提出。九戸村長 大久保勝彦

2ページ目に移りまして、予算実施計画補正(第1号)。収益的支出をご覧ください。支出の11款1項3目処理場費の補正予定額97万2,000円の増につきましては、当初、資本的支出で予定しておりました工事が、機能を強化するものではなく、収益的支出に該当する維持修繕の範囲で実施される工事であることが明らかとなったことから、収益的支出を増額補正するものでございま

す。

次に、資本的収入及び支出をご覧いただきたいと思います。収入の12款1項1目建設改良債の補正予定額90万円の減額につきましては、収益的支出でご説明いたしました工事の財源として企業債の借り入れを予定しておりましたが、収益的支出からの支出となることから減額補正するものでございます。また、支出の13款1項4目処理場建設改良費の補正予定額97万1,000円の減につきましても、同様の理由により減額補正するものでございます。なお、3ページ以降に、令和7年度下水道事業会計補正予算明細書をお示ししておりますので、お目通し願います。

下水道事業会計補正予算に係る説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第7号について、総務課長

○総務課長（野辺地利之君） それでは、議案第7号「令和6年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」、説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度九戸村一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和7年9月1日提出。九戸村長 大久保勝彦

それでは、令和6年度歳入歳出決算書をご覧願います。まず、一般会計の歳入につきましては、決算書8ページから11ページに記載しております。1款村税から22款村債までの収入済額の合計は、11ページ下段にありますとおり、50億9,355万4,694円となっております。

次に歳出につきましては、12ページと13ページになります。1款議会費から13款予備費までの支出済額の合計は、13ページ下段にありますとおり49億7,850万4,566円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額は1億1,505万128円となります。

そして、16ページからが事項別明細書となっております。次に、決算書140ページをご覧願います。実質収支に関する調書でございます。こちらは千円単位での記載となっております。先ほど説明いたしました区分3の歳入歳出差引額から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源の中の(2)、繰越明許費繰越額を差し引きました9,698万7,000円が実質収支額となるものでございます。

なお、次のページからが、財産に関する調書となっております。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第8号から第9号までの2件について、税務住民課長

○税務住民課長（大崎篤史君） それでは、議案第8号「令和6年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和6年度九戸村国民健康保

険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和7年9月1日提出。九戸村長 大久保勝彦

それでは、決算書の156ページ、157ページをご覧願います。歳入でございます。1款国民健康保険税から8款諸収入までの収入合計は、収入済額で6億4,599万2,815円となっております。

次に、158ページ、159ページをご覧願います。歳出でございます。1款総務費から8款予備費までの歳出合計は、支出済額で6億4,566万9,109円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額は32万3,706円となっております。

そして、162ページからが事項別明細書となっております。

次に、178ページをご覧願います。実質収支に関する調書でございます。こちらは千円単位の記載となっております。区分3の歳入歳出差引額は32万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も32万4,000円となるものです。

次のページからが財産に関する調書となります。議案第8号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第9号「令和6年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和6年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和7年9月1日提出。九戸村長 大久保勝彦

決算書の184ページ、185ページをご覧願います。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの収入合計は、収入済額で8,108万7,438円となっております。

次に、186ページ、187ページをご覧願います。歳出でございます。1款総務費から4款予備費までの歳出合計は、支出済額で8,098万8,938円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額は9万8,500円となっております。

そして190ページからが事項別明細書となっております。

次に、200ページをご覧願います。実質収支に関する調書でございます。千円単位の記載となっております。区分3の歳入歳出差引額は9万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も9万9,000円となるものです。議案第9号の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第10号について、教育次長

○教育次長（松浦拓志君） それでは、議案第10号「令和6年度九戸村索道事業特

別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和 7 年 9 月 1 日提出。九戸村長 大久保勝彦

それでは、決算書の 204 ページ、205 ページをお開き願います。204 ページからが歳入でございます。1 款使用料から 4 款諸収入までの合計収入済額は、2,465 万 7,457 円となっております。

ページを 1 枚めくっていただきまして、206 ページ、207 ページが歳出となっております。歳出の合計は 2,464 万 5,856 円となっており、歳入歳出の差引残額は 1 万 1,601 円となっております。

事項別明細書につきましては、210 ページからとなっております。

それでは、214 ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。項目 4 の、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。よって、項目 3 の歳入歳出差引額 1 万 2,000 円が実質収支額となります。

216 ページ、217 ページは財産に関する調書となっておりますので、お目通しを願います。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第 11 号から第 13 号までの 3 件について、総務課長

○総務課長（野辺地利之君） それでは、議案第 11 号「令和 6 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和 7 年 9 月 1 日提出。九戸村長 大久保勝彦

それでは、決算書の 222 ページ、223 ページをご覧願います。まず歳入です。1 款財産収入から 6 款諸収入までの収入済額の合計は、583 万 7,841 円となっております。

ページをめくっていただきまして、224 ページと 225 ページをご覧願います。歳出です。1 款財産区費から 3 款予備費までの支出済額の合計は、535 万 9,588 円となっております。これにより、歳入歳出差引残額は 47 万 8,253 円となります。

事項別明細書は、228 ページからとなっております。

ページをめくっていただきまして、236 ページをご覧願います。実質収支に関する調書でございます。区分 4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、区分 3 の歳入歳出差引額 47 万 8,000 円が、そのまま実質収支額となるものでございます。

なお、次のページからが財産に関する調書となっております。議案第 11 号の説

明は、以上となります。

続きまして、議案第 12 号「令和 6 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和 7 年 9 月 1 日提出。九戸村長 大久保勝彦

決算書の 244 ページと 245 ページをご覧ください。歳入でございます。1 款財産収入から 6 款諸収入までの収入済額の合計は、985 万 3,928 円となっております。

次に、246 ページ、247 ページをご覧ください。1 款財産区費から 3 款予備費までの支出済額の合計は、923 万 1,615 円となっております。これにより、歳入歳出差引残額は、62 万 2,313 円となります。

250 ページからが、事項別明細書となっております。

ページをめくっていただきまして、258 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。区分 4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、区分 3 の歳入歳出差引額 62 万 2,000 円が、そのまま実質収支額となるものでございます。

次のページからが、財産に関する調書となっております。議案第 12 号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第 13 号「令和 6 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和 7 年 9 月 1 日提出。九戸村長 大久保勝彦

決算書の 266 ページ、267 ページをご覧ください。歳入でございます。1 款財産収入から 6 款諸収入までの収入済額の合計は、498 万 6,066 円となっております。

ページをめくっていただきまして、268 ページ、269 ページをご覧ください。歳出です。1 款財産区費から 3 款予備費までの支出済額の合計は、434 万 3,205 円となっております。これによりまして、歳入歳出差引残額は 64 万 2,861 円となります。

事項別明細書は、272 ページからでございます。

ページをめくっていただきまして、280 ページをご覧ください。実質収支に関する調書です。区分 4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、区分 3 の歳入歳出差引額 64 万 3,000 円が、そのまま実質収支額となるものでございます。

次のページからが、財産に関する調書となっております。議案第 13 号の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第 14 号について、水道事業所長

○水道事業所長（下高山朋徳君） それでは、議案第 14 号「令和 6 年度九戸村水道事業会計決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度九戸村水道事業会計決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和 7 年 9 月 1 日提出。九戸村長 大久保勝彦

水道事業会計決算書 1 ページ目、2 ページ目をお開きいただきたいと思います。令和 6 年度九戸村水道事業決算報告書でございます。（1）収益的収入及び支出の収入でございますが、第 10 款水道事業収益の決算額は、合計で 1 億 4,314 万 1,864 円でございます。次に支出になりますが、第 11 款水道事業費用の決算額は、合計で 1 億 1,486 万 3,652 円となっております。

続きまして、3 ページ、4 ページをご覧くださいと思います。（2）収益的収入及び支出の収入でございますが、第 12 款資本的収入の決算額は、合計で 1 億 1,273 万 5,000 円となっております。次に支出になりますが、第 13 款資本的支出の決算額は、合計で 1 億 6,486 万 7,697 円となっております。不足する 5,213 万 2,697 円につきましては、3、4 ページ下段欄外に記載しております資金によりまして、補てんしております。

また、5 ページ以降の損益計算書等をもって詳細をお示ししておりますので、お目通しの上、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第 15 号について、上下水道課長

○上下水道課長（下高山朋徳君） それでは、議案第 15 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度九戸村下水道事業会計決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

令和 7 年 9 月 1 日提出。九戸村長 大久保勝彦

下水道事業会計決算 1 ページ、2 ページをお開きいただきたいと思います。令和 6 年度九戸村下水道事業決算報告書でございます。（1）収益的収入及び支出の収入でございますが、第 10 款下水道事業収益の決算額は、合計で 2 億 7,427 万 8,162 円となっております。次に支出になりますが、第 11 款下水道事業費用の決算額は、合計で 1 億 6,659 万 6,804 円となっております。

続きまして、3 ページ、4 ページ目をご覧くださいと思います。（2）資本的収入及び支出の収入でございますが、第 12 款資本的収入の決算額は、合計で 994 万 4,000 円となっております。次に支出になりますが、第 13 款資本的支出の決算額は、合計で 1 億 725 万 3,899 円となっております。不足する 9,730 万 9,899

円につきましては、3、4ページ下段欄外に記載しております資金によりまして補てんしております。

また、5ページ以降の損益計算書等をもって詳細をお示ししておりますので、お目通しの上、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第16号について、水道事業所長

○水道事業所長（下高山朋徳君） それでは、議案第16号「令和6年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金3,623万6,157円のうち、1,000万円を資本金に組み入れ、2,000万円を減債積立金に、623万6,157円を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものでございます。

令和7年9月1日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案の理由といたしましては、令和6年度九戸村水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金の一部を資本金に組み入れ、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） お昼の休憩時間ですが、引き続き会議は説明を求めますので、よろしくお願ひします。当局もよろしくお願ひします。

議案第17号について、上下水道課長

○上下水道課長（高山朋徳君） それでは、議案第17号「令和6年度九戸村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度九戸村下水道事業会計未処分利益剰余金1億712万6,358円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものでございます。

令和7年9月1日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由といたしましては、令和6年度九戸村下水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金を、減債積立金に積み立てようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 以上で、日程第3、議案第1号「九戸村課等設置条例の一部を改正する条例」から、日程第19、議案第17号「令和6年度九戸村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」までの議案17件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案の審議等については、議事運営の都合上、9

月5日の会議において行うことにしたいと思っておりますので、ご了承願います。

---

◎散会の宣告

- 議長（桂川俊明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
なお、次の会議は、9月4日午前10時から一般質問を行います。  
本日は、これで散会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会（午後0時03分）